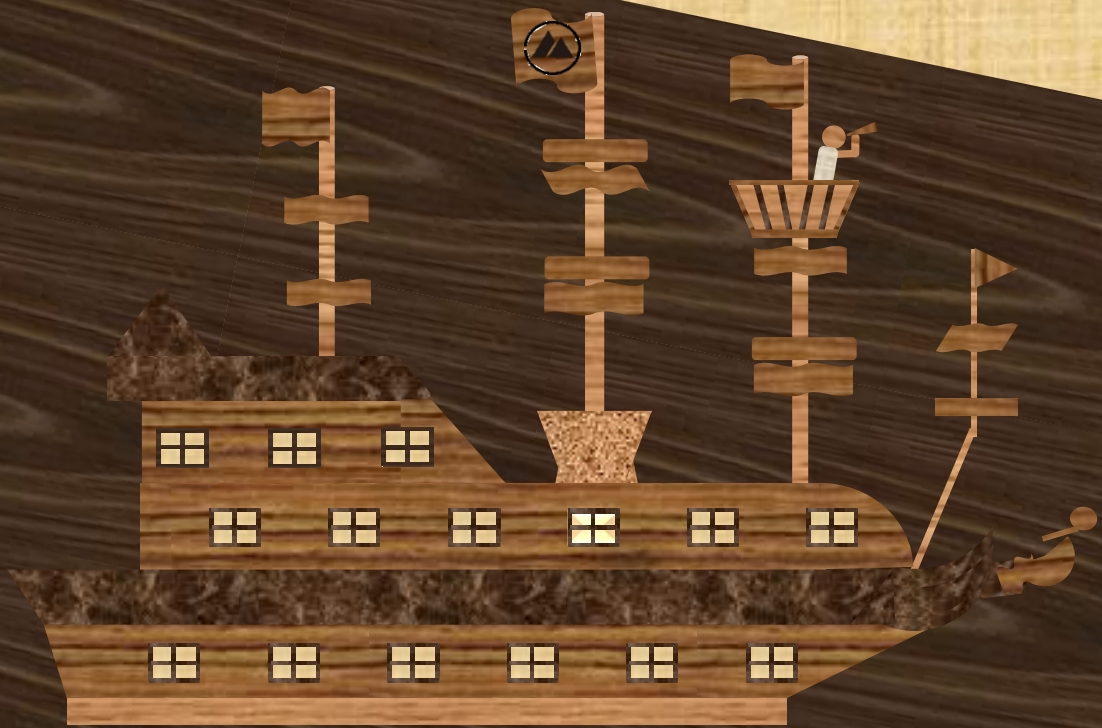


# 箱根町の事業者向けガイドブック

令和5年度版



根

## 事業者向け補助金

<i>New</i>	人材確保等支援事業補助金	P 2
	中小企業等設備投資促進補助金	P 3
	退職金共済制度加入奨励補助金	P 4
<i>New</i>	箱根寄木細工PR補助金	P 5
	景観まちづくり協力店	
	景観まちづくり協力店認定制度	P 6
	景観まちづくり協力店修景費補助金	P 6

## 事業者向け融資

## 箱根町経営安定緊急融資

	原材料・仕入価格の高騰、円安等の影響	P 7
	新型コロナウイルスの影響	P 7
	信用保証料補助金	P 8
	感染症対策利子補給金	P 8
	資本性劣後ローンの利子補給金	P 9
	マル経融資の利子補給金	P 10

## 新規創業

	創業支援等事業計画	P 11
<i>New</i>	新規創業促進補助金	P 12
<i>New</i>	新規創業融資	P 13

## 無料経営相談

	箱根町中小企業者等アドバイザー派遣	P 14
	無料お困りごと相談会	P 14

## 事業者の皆さまへ

	従業員表彰	P 15
	各種募集項目	
	ふるさと納税返礼品募集中	P 16
	箱根町ホームページバナー広告募集中	P 17
	箱根町資源保全基金（箱根トラスト）	P 17
	箱根ジオパーク認定特産品募集	P 18
	都市景観	
	緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助金	P 19
	ブロック塀等撤去改修補助金	P 20
	税務に関する申告・納付	
	法人町民税の申告・納付	P 21
	償却資産の申告	P 23

## 勤労者の皆さまへ

	勤労者生活資金融資	P 24
	国際的感覚を養いたい方	
	箱根町国際交流協会	P 25
	英語に関する技能検定料補助金	P 25

*New* . . . 令和5年度より新たに開始した事業を含むもの

## 観 光 課

## 人材確保等支援事業補助金

町内中小企業等の人材確保と求職者の町内就職を促進するため、人材確保や定着への取り組み及び働きがいや資質向上につながる取り組みを新たに行った町内中小企業等に経費の一部を補助します。

補助区分	補助率	補助限度額	
人材確保事業	1/2 以内	各 20 万円	最大 60 万円
省人化事業			
人材育成事業			

区分	(1) 人材確保事業	(2) 省人化事業	(3) 人材育成事業
補助対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 町内に事業所等を有する中小企業者、小規模企業者または個人事業主であること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> みなし大企業でないこと。		
対象経費	働き方改革や生産性向上への取り組みを進める町内中小企業者等が人材確保を図ることを目的に行う新たな取り組み	町内中小企業者等が人員の補充又は増員をせずに、生産性を高めるため、人が行う作業等を効果的に代替する省人化機器等を新たに導入する取組み	町内中小企業者等の経営者またはその従業員が働き方改革や生産性向上に向けて、技術・技能・知識の習得を図るための新たな取り組み
	<u>&lt;対象経費&gt;</u> 各種広告費、採用に関する自社ホームページの新規作成・改修費用等	<u>&lt;対象経費&gt;</u> 機械器具使用料、機械器具購入等	<u>&lt;対象経費&gt;</u> 旅費、専門家謝礼、研修受講料、会場借上料、機械器具使用料、資格取得にかかる費用等
補助金額	補助対象経費の 1/2 以内（補助限度額 20 万円）		
事前相談票の提出	補助制度の利用を希望される方は、事前相談票を観光課まで提出してください。補助金申請前に、内容を審査します。		
問合せ先	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp		

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 人材確保

検索



## 中小企業等設備投資促進補助金

事業用設備の導入・更新を促進し、より魅力的な事業環境の構築と経営基盤の強化、町内産業の生産性の向上を図るため、中小企業者の方々が設備投資に要した経費の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
<b>500 万円以上</b>	補助対象経費の <b>2% 以内</b>	<b>30 万円</b>

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 町内に事業所等を有する中小企業者、小規模企業者または個人事業主であること。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> みなし大企業でないこと。</li> </ul>
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 自らの事業で使用することを目的に購入する償却資産</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 取得した償却資産の合計額が、500 万円以上（消費税などは除く）</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 申請する年の1月1日から12月31日までに新規取得する償却資産</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 町内の事業所等に設置し、または使用する償却資産</li> </ul>
補助金額	補助対象経費(取得価額 500 万円以上)の2%以内(補助限度額 30 万円) ※ 1,000 円未満切捨て
事前相談票の提出	補助制度の利用を希望される方は、事前相談票を観光課まで提出してください。補助金申請前に、内容を審査します。 ※ 補助金申請書の提出方法等は、事前相談票の内容を審査次第、順次ご案内いたします。
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 設備投資

検索



## 退職金共済制度加入奨励補助金

町内に事業所がある企業の振興と従業員の雇用安定のため、事業主が負担する退職金共済掛金の一部を補助します。

補助金額	補助期間
1ヶ月の掛金 2,000円以上 → 600円 2,000円未満 → 300円	共済契約を締結した 月から起算して <b>84ヶ月</b>

補助対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 次のいずれかの団体が実施する特定退職金共済制度に加入し、退職金共済契約を締結していること。 (1) (社)箱根温泉観光産業従業員退職金共済会 (2) 小田原箱根商工会議所 (3) (独)勤労者退職金共済機構 <input checked="" type="checkbox"/> 町内で1年以上継続して事業を営んでいること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと
補助金額	1ヶ月につき掛金が2,000円以上ならば600円を補助する。 1ヶ月につき掛金が2,000円未満ならば300円を補助する。
補助期間	84ヶ月 ※ 共済契約を締結した月から起算する
申請期限	毎年1月末まで ※ 前年1月から12月分として支払った掛金が対象
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 退職金

検索



## 箱根寄木細工PR補助金

新たな販路獲得や観光誘客を図るとともに、職人や地場産業の活性化を目的として、箱根寄木細工を購入した店舗等に対し、購入経費の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
<b>寄木細工 購入経費</b>	補助対象経費の <b>1/2 以内</b>	<b>10 万円</b>

補助対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 購入した箱根寄木細工を用いて広告宣伝活動を行う者であること。 <input checked="" type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者が経営、管理する店舗（本店・支店又は営業所）において日本国内に存すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと。
対象経費	箱根物産寄木工芸協同組合又は小田原箱根伝統寄木協同組合に所属している町内事業者から購入した箱根寄木細工であること。
補助金額	補助対象経費の1/2以内（補助限度額10万円）
必要書類	(1) 申請書 (2) 購入計画書 (3) 役員等氏名一覧表（法人のみ対象） (4) 町税に滞納がないことを証明する書類 (5) 購入する商品の見積書の写し
その他	補助金の交付は、原則として1つの店舗等につき1回限りとします。
問合せ先	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆詳細は、箱根町ホームページへ

箱根寄木細工PR補助金

検索



## 都市整備課

## 景観まちづくり協力店

## 景観まちづくり協力店認定制度

地域が一体となって、景観まちづくりを進めていくことを目的に、景観形成に積極的に取り組んでいる店舗や事業所を「景観まちづくり協力店」として認定しています。

対 象	町内の店舗・事業所など
認定基準	建物の高さ・外壁や屋根の色彩、屋外広告物、緑化、のぼり旗、自動販売機などが、箱根町景観条例・景観計画、自然公園法、神奈川県条例の規定等を遵守していること。 (例) 店舗看板等は、色彩が緑・白・茶・黒のうち3色以内等 空調室外機や電気メーター等が目立たない工夫がされている。

景観まちづくり協力店に認定されると、「協力店認定プレート」が授与されます。

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

景観まちづくり協力店認定制度

検索



## 景観まちづくり協力店修景費補助金

景観まちづくり協力店の認定基準を満たす改装等を行う店舗・事業所に対して、その費用の補助を行っています。

区 分	室外機等の修景	外観等の修景
補助対象店舗	(1) 本制度による補助金の交付後、景観まちづくり協力店として認定手続き等を行う店舗等 (2) 既に景観まちづくり協力店として認定されている店舗等	
補助対象	「室外機等が前面道路から見えないようにする」ための、外囲い等の設置費 ※ 景観まちづくり協力店の認定基準を満たすものに限る。	建物の屋根や外壁等の塗り替えや看板の改修等 ※ 景観まちづくり協力店の認定基準を満たすものに限る。
補 助 率	修景費の1/2 ※ 1店舗につき5台まで	修景費の1/2
上 限 額	5,000円	10万円
そ の 他	老朽化による壁等の塗替えや、設備の修繕については補助対象外	
申請期限	随時受付	
問合せ先	TEL 0460-85-9566 (都市整備課景観推進係) Mail web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp	

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

景観まちづくり協力店修景費補助制度

検索



## 箱根町経営安定緊急融資

### 原材料・仕入価格の高騰、円安等の影響

原材料・仕入価格の高騰、急激な円安等の影響を受けた、町内中小企業者への支援策として、当面の運転資金を補助することを目的とした緊急融資、利子の補給及び信用保証料を補助します。

対象要件	<input checked="" type="checkbox"/> 町内の事業者（法人、個人に関わらず、また本店、支店、営業所を問わず町内に事業所がある事業者）であること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の影響により最近1ヶ月の売上高が前年同月に比して10%以上減少していて、当面の資金を必要とする方。
資金使途	運転資金・設備資金 ※ 同一の取扱金融機関の借換えに限り、本融資から本融資への借換えが可能です。
融資限度額	300万円
融資利率	年利1.4%（固定）
融資期間	3年（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）
申込期限	令和5年12月31日
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要です。
信用保証料補助	100%（100円未満切捨）
利子補給	補給期間1年、100円未満切捨 申請期限は2月末となります。
取扱金融機関	さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行
問合せ先	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 経営安定緊急融資 原材料

検索



### 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの影響に係る経営安定緊急融資を実行された方への利子補給を行います。

申請時点	令和4年9月30日以前に 申請された方	令和4年10月1日以降に 申請された方
補助上限	1回目から60回目	1回目から36回目
申請期限	2月末までに申請書を提出	
取扱金融機関	さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行	
問合せ先	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp	

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町経営安定緊急融資 新型コロナウイルス

検索





## 観 光 課

## 信用保証料補助金

神奈川県信用保証協会の信用保証を受けた中小企業者に対し、信用保証料の一部を補助します。

補助対象 信用保証料	(1) 神奈川県中小企業制度融資要綱に定める資金 (2) 政府系中小企業専門金融機関及び事業団が貸付する資金 (3) その他町長が適当と認める資金
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 保証協会の信用保証を付して融資を受けていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町内に事業所を有し、補助対象信用保証料の融資を受けていること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと。
補助上限	支払った保証料の 1/3 (10 万円上限)
必要書類	信用保証料払込日から 60 日以内の取扱金融機関及び信用保証協会の証明書類
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 信用保証料 補助

検索



## 感染症対策利子補給金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者が、同影響に係る 500 万円超の公的融資を受けた場合に、支払った利子の一部を補助します。

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に係る 500 万円超の公的融資を受けた方。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 4 年 3 月 31 日までに融資を実行された方。 ※ 国の新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度の適用を受けるものは対象としません。
補助金額	1 回目から 36 回目までの支払利子
補助上限額	1 万円/月 (年間最大 12 万円)
申請期限	2 月末までに申請書を提出
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 感染症対策利子補給金

検索



## 資本性劣後ローンの利子補給金

中小企業者等が事業の成長や継続を図るための資本増強策として、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等が取り扱う資本性劣後ローンを受けた事業者の方に、支払った利子の一部を補助します。

上 限 額	利子補給期間
1 事業者につき月額	借入金の償還開始日から
<b>2 万円</b>	<b>36 ヶ月以内</b> ※1

※1 利子補給を受けている資金の借り入れを行ったときは、最初の借入金の償還を開始したときから 36 か月以内とする。

利子補給対象となる融資	<b>【日本政策金融公庫】</b> ・新型コロナ挑戦支援資本強化特別貸付 <b>【商工組合中央金庫】</b> ・危機対応業務 資本性劣後ローン（中小企業向け制度） ※ 令和4年4月1日以降に実行された融資が対象
利子補給期間	1 回目から 36 回目までの支払利子 ※ 利子補給期間において借入金の償還を延滞したときは、当該償還すべき月にかかる利子補給は行いません。
補助上限額	2 万円／月（年間最大 24 万円）
対 象 者	<input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと
申請期限	毎年 2 月末まで ※ 前年 1 月から 12 月分の利子額が対象
問合せ先	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 資本性ローン

検 索



## マル経融資の利子補給金

町内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、株式会社日本政策金融公庫からマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）を受けた事業者の方に、支払った利子の一部を補助します。

上 限 額	利子補給期間
1 事業者につき月額	借入金の償還開始日から
<b>1 万円</b>	<b>24 ヶ月以内</b> ※1

※1 利子補給を受けている資金の借り入れを行ったときは、最初の借入金の償還を開始したときから24か月以内とする。

条件	令和4年4月1日以降に実行された融資が対象となります。 新型コロナウイルス感染症関連のマル経融資は、利子補給制度の <u>対象外</u> となります。
利子補給期間	1回目から24回目までの支払利子 ※ 利子補給期間において借入金の償還を延滞したときは、当該償還すべき月にかかる利子補給は行いません。
補助上限額	1万円/月（年間最大12万円）
対 象 者	<input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと
申請期限	毎年2月末まで ※ 前年1月から12月分の利子額が対象
問合せ先	日本政策金融公庫 小田原支店 TEL 0570-04-1420(ナビダイヤル)  小田原箱根商工会議所 箱根支部 TEL 0460-85-6245/FAX: 0460-86-4411 Mail odahako@odawara-cci.or.jp  箱根町役場 観光課産業振興係 TEL 0460-85-7410 Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 マル経

検索



## 創業支援等事業計画

地域における創業者を支援し、開業率の向上と地域産業の活性化および雇用の確保を目的として、創業支援等事業者と連携し、「創業支援等事業計画」を策定及び実施しています。

このことにより、計画に定める「特定創業支援等事業」を受け、町から証明書を交付された創業者については、国のさまざまな支援策を受けることができます。

### 創業支援等事業者

小田原箱根商工会議所<特定創業支援等事業を実施>  
さがみ信用金庫 地域元気創造部  
横浜銀行 小田原支店・箱根湯本支店  
スルガ銀行 箱根支店

### <特定創業支援等事業について>

小田原箱根商工会議所が実施する「創業相談窓口」を受けた創業者・創業希望者の方は、支援完了後に箱根町から証明書の発行を受けることで、メリットを受けることができます。

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする方。 <input checked="" type="checkbox"/> 創業後5年未満の方。 ※ 個人事業主から法人成りする場合は、創業後5年未満であれば証明書の発行を受けることができます。
メリット	創業前の方又は個人事業主として創業後5年未満の方が、箱根町内で会社を設立する際に、登録免許税の軽減を受けることができます。 日本政策金融公庫で実施している新規開業資金における貸付利率引き下げの対象となります。新創業融資制度の“自己資金要件”等が緩和されます。
メリットを受けるための手続き	特定創業支援等事業で挙げているメリットを受けるためには、箱根町特定創業支援等事業の支援終了後に、箱根町が証明書を発行する必要があります。 証明を受けたい方は、「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」を原則郵送にて送付してください。箱根町特定創業支援等事業を実施している小田原箱根商工会議所から支援内容等を確認の上、証明書を発行します。
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 創業支援 計画

検索



## 観 光 課

# 新規創業促進補助金

創業の裾野を広げ、創業者を後押しするため、国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方、その他創業時に発生する必要経費について一部を補助する制度です。

	創業支援補助金	登録免許税補助金
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 箱根町から特定創業支援等事業による支援の証明を受けた方。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 新たに設立する会社の本社が箱根町内の方。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 新たに設立する会社以外に、経営に携わっている会社がない方。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 箱根町の町税に滞納がないこと。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 箱根町の特定創業支援等事業計画の証明書を活用し、登録免許税の半額軽減を受けて新たに会社を設立する方。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 事業を営んでいない個人又は開業届の提出日から5年を経過していない個人事業主。</li> </ul>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費</li> <li>・店舗等借入費</li> <li>・工事費</li> <li>・広報費</li> </ul>	会社を設立する際の登録免許税 ① 株式会社を設立する場合 ② 合同会社、合名会社、合資会社を設立する場合
補助金額	対象経費の1/2以内、上限10万円 1,000円未満切り捨て	対象経費のうち ①は上限75,000円 ②は上限30,000円
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp	

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 新規創業 補助金

検索



## 新規創業融資

創業の視野を広げ、創業者を後押しするため、国の特定創業支援事業を活用した方に対し、新規の創業資金や創業後の事業資金を円滑に調達できるよう支援します。

対 象	<input checked="" type="checkbox"/> 箱根町から特定創業支援等事業による支援の証明を受けた方。 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を営んでいない個人又は開業の届出書に記載した企業日から5年以内の個人または法人であること。 <input checked="" type="checkbox"/> 町税に滞納がないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主…暴力団員でないこと。 法 人…暴力団でなく、代表者又は役員が暴力団員でないこと。 ※ 別に金融機関及び信用保証協会による審査があります。
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	300万円
融資利率	年利1.6%（固定）
融資期間	3年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要です。
信用保証料補助	100%（100円未満切捨）
利子補給	補給期間1年、100円未満切捨 ※ 2月末までに申請書を提出してください。前年1月～12月に支払った利子を補助します。
取扱金融機関	さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行
問合せ先	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 新規創業融資

検索



## 観 光 課

# 無 料 経 営 相 談

### 箱根町中小企業者等アドバイザー派遣

経営や労務などさまざまな問題解決のために、専門知識者をお客様のもとに派遣して、無料で相談に応じます。

派遣回数	費用負担	相談場所
1事業者につき <b>年3回</b>	お客様の費用負担は <b>一切なし</b>	<b>お好きな 場所で</b>
専門知識者	(1) 中小企業診断士、技術士、建築士、税理士 (2) 上記の者と同等以上の学識又は経験を有する者	
相談内容 (実績)	・経営・労務・金融・販売戦略・Webマーケティング ・インボイス制度・事業承継・電子帳簿・助成金・経費削減等	
申 請	随時受付	
問 合 先	TEL 0460-85-7410 (観光課) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp	

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 中小企業アドバイザー派遣

検索



### 無料お困りごと相談会

経営にお困りの町内事業者を対象に、経営専門コーディネーターが相談に応じます。

内 容	事業者が抱える資金繰りや雇用等、経営全般のお困りごとに対して専門性の高いアドバイス等を行います。
相 談 員	神奈川県よろず支援拠点コーディネーター (kanagawa-yorozu.jp)
費 用	無料
開催日時等	月曜日から金曜日 (土日祝日・年末年始除く) 9:30~12:00、13:30~16:00
場 所	原則役場会議室
申 請	お客様の希望に沿い、開催いたします。
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 経営相談会

検索



# 従 業 員 表 彰

町内の従業員の定着化と勤労意欲の高揚を図ることを目的に、従業員永年勤続者表彰及び優良従業員表彰をします。

皆さまの推薦をお待ちしております。

優良従業員表彰	箱根町内の事業所に勤務する従業員で次の各号のいずれかに該当し、関係団体から推薦された方。	
	(ア) 該当職種に各年1月1日現在で満10年以上引き続き就業し、勤務成績、日常行為等において他の模範と認められる方。	
	(イ) 特に技術が優秀であって事業所の発展に貢献した方。	
	(ウ) 工夫改善等により生産技術及び事務改善等に寄与した方。	
	(エ) 特に優れた技術を有し後継者の指導を行い他の模範と認められる方。	
永年勤続者表彰	30年勤続者	箱根町内の事業所に各年1月1日現在で通算30年以上引き続き勤務している方。
	20年勤続者	箱根町内の事業所に各年1月1日現在で通算20年以上引き続き勤務している方。
講演会	表彰と併せて講演会の開催を予定しております。 講演会はどなたでも参加可能です！	
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課産業振興係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp	

※ただし、事業主、家族従業員及び会社役員は除きます。

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 従業員表彰

検索

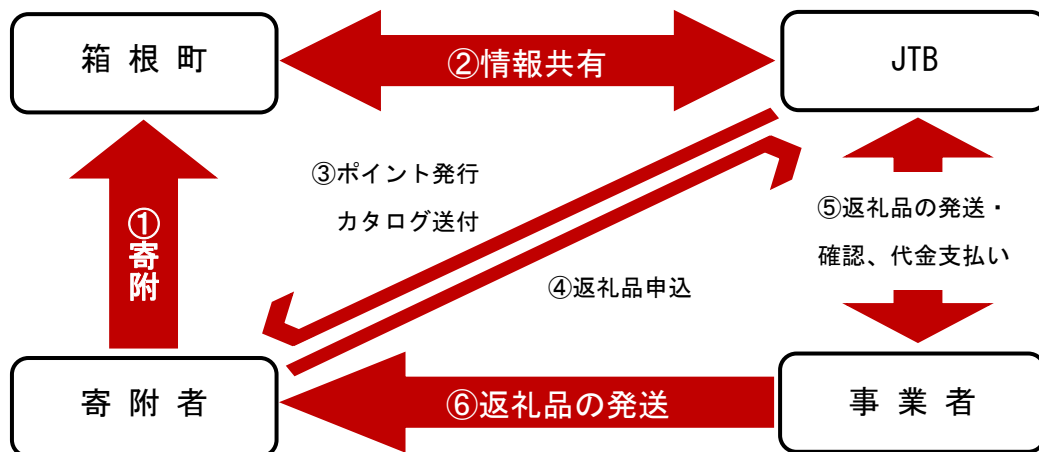




## ふるさと納税返礼品募集中

町では、箱根らしさをお届けできる魅力ある商品やサービスなどを随時募集しています。また、既に返礼品を提供している事業者様の内容変更や、新たな返礼品を追加することも受付けています。

事業イメージ図



募集対象	<p>次の全ての要件に適合していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 各種法令、町条例などを順守し、生産、製造、販売を行っていること。</li> <li>☑ 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを町内に有する企業、団体、個人事業者であること。</li> <li>☑ インターネット環境及び処理対応が可能であること。</li> </ul> <p>※ 返礼品発送などは、全てシステムを利用した処理となり、インターネット上で受発注及び請求処理を行います。</p>
返 礼 品	<p>国が定める返礼品の基準に従い、主に下記のを募集します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 町内で生産されたもの</li> <li>☑ 町内で製造・加工されたもの</li> <li>☑ 町内で提供される役務に類するもの（食事券・入館券など）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 商品の提供価格等については、代行業者のJTBと要調整</li> <li>☑ 登録に係る手数料をJTBや町がいただくことはありません</li> </ul>
問合せ先	<p>TEL 0460-85-9563 〔財務課（ふるさと納税担当）〕</p> <p>Mail furusato@town.hakone.kanagawa.jp</p>

※ 返礼品登録など、返礼品に係る事務全般は、町が業務提供している株式会社JTBが代行します。

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 ふるさと納税

検索



## 箱根町ホームページバナー広告募集中

箱根町のホームページには、たくさんのアクセスがあり、高い宣伝効果が見込めるウェブサイトとなっております。

今年度から新規の方に対しても、新料金プランをご用意していますので、たくさんの申込みお待ちしております。※申し込みは随時受け付け中。

掲 載 期 間	1ヶ月単位（最長12ヶ月、再提出可）		
	1ヶ月～5ヶ月	6ヶ月～11ヶ月	12ヶ月
掲 載 料 （一月当たり）	10,000円	9,500円	9,000円
問 合 せ 先	TEL 0460-85-9572（企画課広報情報係） Mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp		

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 バナー広告

検索



## 箱根町資源保全基金（箱根トラスト）

箱根の優れた自然景観や文化的資源の保全を図ることを目的として「箱根トラスト制度」を設けております。当事業では、基金積立のために、箱根トラストへの寄付に加えて、下記の活動に賛同してくださる方を随時募集しています。

募 集 内 容	①募金箱の設置 箱根トラストの募金箱を設置していただける飲食店などの店舗や宿泊施設を募集しています。 ※ 現在は、町内60カ所以上の施設に設置いただいております。
	②箱根町シンボルマーク 自社製品のPRのために、町シンボルマークを使用する事業者を募集しています。 ※ 販売目的の製品に使用する場合には、箱根町資源保全基金に協力金の納付をお願いしています。
事 業 実 績	<実施事業（一例）> ・仙石原すすき草原保存事業・史跡整備事業 ・箱根ジオパーク関係事業等
問 合 せ 先	TEL 0460-85-9560（企画課企画係） Mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 箱根トラスト

検索



## 企画課



## 箱根ジオパーク認定特産品募集



箱根ジオパークって何？



箱根ジオパークは、首都圏からわずか90kmという近さにも関わらず、美しい自然と四季の変化に富んだ場所で、神奈川県西部からなる地域文化と産業が栄えてきた場所です。ここには歴史的価値のある史跡も数多く点在し、貴重な地域資源になっています。自然のテーマパークとも呼べるこの地域は、天然記念物も多く多種多様な生物が育まれてきました。ジオパークの目的は、この雄大な地形が誇る美しい環境を保護し後世に残していくことにあります。そのためには当地域の自然や文化を保護しその魅力を再発見し、地域内外の方々、そして日本中に発信していくことで興味を持っていただき、この地を一人でも多くの方に訪れていただきたいのです。



認定特産品って何？



この地域の“特産品”となるモノ、コトを開発することでよりその効果を高めることが出来ると考えています。事業者の皆さんの発展と重ね合わせてご応募いただければ幸いです。新たな顧客を獲得したい！ブランド力のある商品を開発したい！地域と連携して事業を拡大したい！といったご要望をお持ちの事業者の皆さんからのご応募をお待ちしています。募集期間は7月～8月頃です。（年によって時期がずれることがあります）事前に、小田原箱根商工会議所ホームページに案内が掲載されますのでご覧ください。（募集期間外は掲載しておりませんのでご注意ください）



問合せ先

TEL 0460-85-6245 (小田原箱根商工会議所 箱根支部)

TEL 0460-85-9560 (企画課ジオパーク推進室)

Mail web\_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、こちら

認定特産品

検索



◆ 詳細は、こちら

箱根ジオパーク

検索

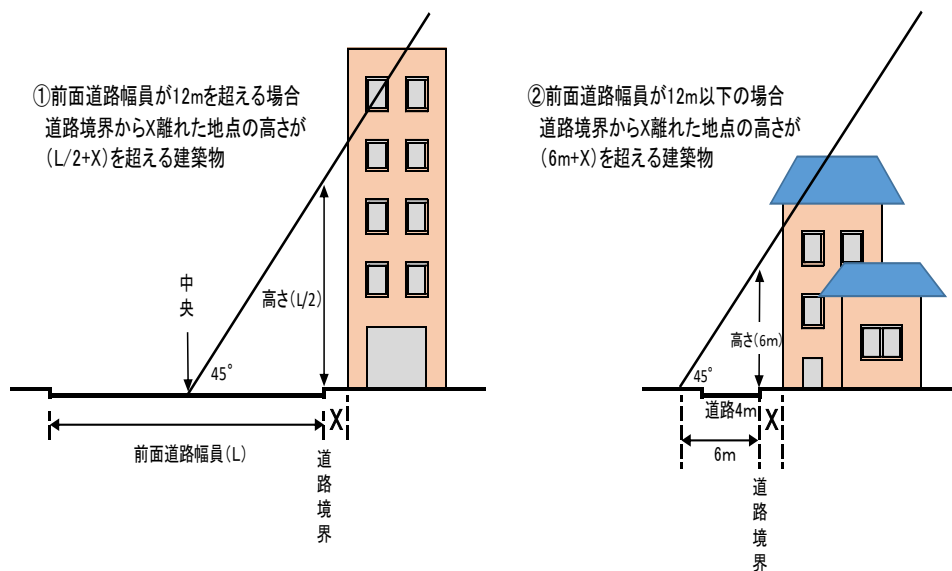


## 緊急輸送道路沿道建築物耐震化補助金

緊急輸送道路の沿道にある建築物が、大規模な地震等によって倒壊し、避難や救助活動、災害支援物資等の輸送を妨げることを防ぐために、耐震診断・改修等の補助を行っています。

補助対象路線	国道1号、国道138号、県道75号	
補助対象建築物	(1) 昭和56年5月31日以前に着工した建築物 (2) 高さが道路幅員の1/2または6m ※ 下図「一定の高さ」を参照	
補助金額	(1) 耐震診断費	診断に要する費用の2/3
	(2) 耐震設計費	設計に要する費用の2/3
	(3) 耐震改修費	改修に要する費用の1/2
上限金額	(1) 耐震診断	240万円
	(2) 耐震設計	240万円
	(3) 耐震改修	1,000万円

## 一定の高さ



問合せ先

TEL 0460-85-9566 (都市整備課景観推進係)

Mail [web\\_seibi@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp)

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 緊急輸送道路

検索



## 都市整備課

## ブロック塀等撤去改修補助金

- 人身への被害の防止及び避難経路の確保を目的としています。
- (1) 地震による倒壊の恐れがある危険ブロック塀等の撤去費用  
 (2) 撤去に引き続き安全な工作物等の設置費用の補助を行っています。

補助区分	ブロック塀等の撤去		安全な工作物等の改修	
	通学路沿い	通学路沿い以外	通学路沿い	通学路沿い以外
補助対象者	町内にある道路等に面したブロック塀等の所有者または管理者			
補助対象物	コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀（万年塀） レンガ積塀等 軽量フェンス、生垣、四ツ目垣、板塀等			
補助対象工事	道路に面した高さが1m以上、かつ、長さが1m以上のブロック塀等の撤去と安全な工作物等を設置する工事			
補助対象 ブロック塀等	(1) 道路等に面して設置された危険性があると認められるブロック塀等。 (2) 延長が1m以上、かつ、道路面からの高さが1m以上のもの。 (3) 擁壁の上にあつて、延長が1m以上、かつ、擁壁を含む道路面からの高さが1mを超え、ブロック塀等の高さが0.4mを超えるもの			
補助金額	撤去の工事費（消費税等を除く）と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じて得た額を比較し、いずれか少ない額に補助率を乗じた額		改修の工事費（消費税等を除く）と設置するブロック塀等の延長に1mあたり2万円を乗じて得た額を比較し、いずれか少ない額に補助率を乗じた額	
補助率	9/10	1/2	9/10	1/2
上限額	20万円	10万円	40万円	20万円
問合せ先	TEL 0460-85-9566（都市整備課景観推進係） Mail web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp ※ 補助制度を利用する場合は要件がありますので、必ず事前に都市整備課にご確認ください。			

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 ブロック塀等撤去工事

検索



## 法人町民税の申告・納付

法人町民税は町内に事務所または事業所などがある法人等に課税されます。本税の申告・納付がされていない場合、町からの各種補助金を受けられなくなることもありますので、ご注意ください。

### ●納税義務者

法人区分	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
1. 町内に事務所や事業所がある法人	○	○
2. 町内に寮や保養所等がある法人で、町内に事務所や事業所が無い法人	○	非課税
3. 町内に事務所や事業所がある公益法人と法人でない社団等で収益事業を行う者	○	○
4. 3の法人等で収益事業を行わない者	○	非課税
5. 町内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者	非課税	○

### ●法人町民税の税率

#### ・均等割

資本金の額	町内の従業員数	年税額
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円を超え 1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人等（公共法人・公益法人等、一般社団法人など）		5万円

#### ・法人税割

事業開始年度	税率
平成26年9月30日以前に開始する事業年度	12.3%
平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	9.7%
令和元年10月1日以降に開始する事業年度	6.0%

※税額の計算方法は課税標準となる法人税額×税率となります

## ●申告と納付

申告区分	申告納付すべき額	申告納付期限
予定申告	均等割額（年額）の2分の1の額と、前事業年度の法人税割額の2分の1の額の合計額	事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内
中間申告	均等割額（年額）の2分の1の額と、その事業年度開始日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税割額の合計額	事業年度開始日以後6か月を経過した日から2か月以内
確定申告	均等割額と法人税割額の合計額。ただし、中間（予定）申告を行った税額がある場合は、その税額を差し引いた税額	事業年度終了日の翌日から原則2か月以内（確定申告書提出期限延長法人を除く）

※予定申告・中間申告については、前事業年度の確定法人税額が20万円以上の法人が対象となります。なお、町内に寮等のみを有する法人や普通法人以外の法人（公益法人等）は対象外となります。

※内国法人のうち、大法人（事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人や相互会社、投資法人及び特定目的会社）については、電子申告（eLTAX）での提出が義務化されているのでご注意ください。

## ●各種届出

注意事項	<p>町内に法人等を設立した場合や、事務所等を開設した場合は、登記事項証明書や定款等の書類（写し可）を添付して、法人設立・開設届を1か月以内に提出してください。同様の届出は県や国にも必要な場合があります。</p> <p>また、法人等の名称、所在地、代表者等の変更、又は町内事務所等の廃止、法人等の解散、休業等があった場合には、変更・異動届を1か月以内に提出してください。</p>
問合せ先	<p>TEL 0460-85-7750（税務課税制係）</p> <p>Mail web_zeimu@town.hakone.kanagawa.jp</p>

※各種届出は町HPからダウンロードできます。

※各種届出は電子申告（eLTAX）でも提出できます。

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 法人町民税

検索



## 償却資産の申告

償却資産とは、個人及び法人に関わらず事業を営む方がその事業のために所有する土地及び家屋以外の資産をいい、土地家屋と同様に固定資産税が課されます。償却資産の所有者は、資産が所在する市町村長へ申告することが義務付けられています。

対象者	毎年1月1日現在、箱根町内に償却資産を所有されているすべての法人または個人事業主の方は、1月31日までに所有資産の所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数等を申告いただく必要があります。
対象資産	<p>1月1日現在、事業の用に供する資産が対象となり、次に掲げる資産についても、申告が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）</li> <li>(2) 建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産</li> <li>(3) 遊休または未稼働の資産</li> <li>(4) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います）</li> <li>(5) 福利厚生のに供するもの</li> <li>(6) 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの</li> <li>(7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの</li> </ol>
対象と ならない資産	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの</li> <li>(2) 無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、実用新案権等）</li> <li>(3) 繰延資産</li> <li>(4) 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時的に損金算入しているものまたは必要経費としているもの）</li> <li>・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの</li> </ul> </li> <li>(5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リースおよび所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの</li> </ol>
償却資産の 種類	<p>償却資産は、下記の6種類に分類されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 構築物…舗装工事、看板、受変電設備、温泉設備、露天風呂等</li> <li>(2) 機械および装置…各種製造設備等の機械および装置、建設機械等</li> <li>(3) 船舶…ボート、釣船、漁船、遊覧船等</li> <li>(4) 航空機…飛行機、ヘリコプター等</li> <li>(5) 車両および運搬具…貨車、客車、大型特殊自動車等</li> <li>(6) 工具、器具および備品…パソコン、エアコン、レジスター事務机等</li> </ol>
問合せ先	<p>TEL 0460-85-7750（税務課資産税係）</p> <p>Mail web_zeimu@town.hakone.kanagawa.jp</p>

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 償却資産申告

検索





## 勤労者生活資金融資

この制度は、〈中央ろうきん〉が箱根町と提携して、箱根町に居住し事業所に勤務されている方へ無担保で資金を融資する制度です。

貸付利率



リフォーム費

1.40%



入学費・学習費

1.70%



車購入費等

2.00%

対象者	(1) 本町の住民基本台帳に記録されていること (2) 町内に1年以上居住し、かつ1年以上同一の事業所に続けて勤務していること (3) 町税に滞納が無いこと (4) 返済能力があること
資金使途	(1) 本人又は同居の親族の次に要する費用（冠婚葬祭、医療、出産など） (2) 子の入学又は本人の学習に要する費用 (3) 本人が居住する家屋の増改築に要する費用 (4) 生活の向上又は改善に必要な耐久消費財の取得に要する費用 (5) 住宅用太陽光発電システム設置に要する費用
貸付限度額	100万円（1人につき）
返済期間	5年以内
返済方法	(1) 元利均等割賦による月賦 (2) 半年賦返済
必要書類	日本労働者信用基金協会の信用保証が必要
問合せ先	TEL 0465-24-3322（中央労働金庫 小田原支店）
	TEL 0460-85-7410（観光課産業振興係） Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 勤労者融資

検索



# 国際的感覚を養いたい方へ

## 箱根町国際交流協会

### Hakone International Friendship Association

箱根町国際交流協会では、箱根町の国際化を推進するとともに、海外姉妹都市を主とした諸外国との相互理解と友好関係を深める活動をしています。

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 国際的感覚を養いたい方
活動内容	(1) 外国語会話教室 (英語・中国語会話教室の開催) (2) 料理教室 (3) HSHV (Home Stay Home Visit) ・善意通訳
会費	<input checked="" type="checkbox"/> 個人会費 2,000 円 (年会費) <input checked="" type="checkbox"/> 団体会費 10,000 円 (年会費)
問合せ先	TEL 0460-85-7410 (観光課観光係) Mail web_kankou@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町国際交流協会

検索



## 英語に関する技能検定料補助金

町民の学習意欲及び英語力の向上を支援することを目的として、英語に関する技能検定を受験する際の検定料を補助します。

対象検定	公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施する 「TOEIC Listening & Reading Test」及び 「TOEIC Speaking & Writing Tests」 (TOEIC)
補助対象者	町内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する方。 <input checked="" type="checkbox"/> 満 15 歳以上 18 歳未満であって、補助対象検定を受験する方 の保護者 ※中学校に在籍する生徒を除く <input checked="" type="checkbox"/> 満 18 歳以上であって、補助対象検定を受験する方。
補助金額	検定料の額
必要書類	(1) 申請書 (2) 口座振替依頼書 (3) 請求書 (4) 補助対象検定の実験の日を証する書類【TOEIC】 (5) 補助対象検定の検定料を支払ったことを証する書類
問合せ先	TEL 0460-85-7601 (生涯学習課生涯学習体育係) Mail web_shougai@town.hakone.kanagawa.jp

◆ 詳細は、箱根町ホームページへ

箱根町 検定補助

検索



# 定 義

事業者区分については以下の説明をご参考にしてください。

## 中小企業者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項で規定しています。

具体的には、以下の資本金基準又は従業員数基準のどちらかを満たしている方です。

業 種 分 類	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

## 小規模企業者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項で規定しています。具体的には、以下の従業員数基準を満たしている方です。

業 種 分 類	従業員数
製造業その他	20 人以下
商業・サービス業	5 人以下

## みなし大企業（次のいずれかに該当する場合）

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

※ 対象者は事業ごとに異なりますので各紹介ページでご確認ください。



## 関係機関連絡先

区分	名称	電話番号
金融機関	神奈川県信用保証協会 小田原支店	0465-23-0138
	さがみ信用金庫 湯本支店	0460-85-5518
	さがみ信用金庫 宮城野支店	0460-87-7010
	さがみ信用金庫 仙石原支店	0460-84-9131
	スルガ銀行 箱根支店	0460-82-2441
	中央労働金庫 小田原支店	0465-24-3322
	横浜銀行 箱根湯本支店	0460-85-7311
商工会議所	小田原箱根商工会議所	0465-23-1811
	小田原箱根商工会議所 箱根支部	0460-85-6245
国・県	中小企業庁	03-3501-1511 (代表)
	経済産業省	03-3501-1511 (代表)
	ハローワーク小田原	0465-23-8609
	神奈川県産業労働局 中小企業部中小企業支援課 団体支導グループ	045-285-0747
	中小企業支援グループ	045-210-5556

## 各種相談窓口

区分	名称	電話番号
経営全般	よろず支援拠点 小田原サテライト	0465-23-0125
	中小企業電話相談ナビダイヤル	0570-064-350
	がんばる中小企業経営相談ホットライン	050-3171-8814
資金繰	中小企業金融相談	0570-783-183
	金融庁電話相談	0570-016811
事業承継	神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター (公財) 神奈川産業振興センター	045-633-5143

発行 令和5年10月1日  
箱根町企画観光部観光課  
〒250-0398 箱根町湯本 256 番地  
TEL 0460-85-7410  
FAX 0460-85-6815  
Mail web\_kankou@town.hakone.kanagawa.jp